



令和4年1月7日

世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

世田谷区は、公契約の適正な履行と労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善及び地域経済の活性化を図るため、平成27年4月に「世田谷区公契約条例」を制定しました。条例に基づく世田谷区公契約適正化委員会から、令和3年11月に提出された意見書を踏まえ、労働報酬下限額の改定を行います。

1 労働報酬下限額改定の視点

区では、平成27年4月1日に世田谷区公契約条例を施行し、公契約適正化委員会を設置して、公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保や事業者の経営環境の改善及び地域経済の活性化等に向けて、労働報酬下限額をはじめとした施策や入札制度等について審議してきた。同委員会より昨年11月に提出された意見書を踏まえ、また、区の公契約における適正な労働条件の確保とこれに基づく人材の確保を図り、もって区のみならず近隣地域及び全国へ賃金引上げの効果が波及していくことを見据え、労働報酬下限額の改定を行う。

2 労働報酬下限額の改定額

(1) 対象及び労働報酬下限額（時間額）

対 象	予定価格3千万円以上の工事請負契約	予定価格2千万円以上の工事請負契約以外の契約（委託等）
令和3年度 （現行額）	国土交通省定義の51職種技能労働者に該当しない労働者 1,130円	1,130円
令和4年度 （改定額）	国土交通省定義の51職種技能労働者に該当しない労働者 <u>1,170円</u>	<u>1,170円</u>

(2) 適用開始

令和4年4月1日